

# 連合自治会町内会役員等永年在職者表彰要綱

制定 平成17年12月20日

(泉地振 第10260号 区長決裁)

改正 平成25年10月22日

(泉地振 第800号 区長決裁)

## (趣 旨)

第1条 この表彰は、永年にわたり泉区の地区連合自治会町内会等の役員として会長を補佐し、地域社会の振興に尽力するなど、その功績の著しい者を顕彰して平素の労苦に報いることを目的とします。

## (表彰方法)

第2条 表彰は毎年1回、泉区長が感謝状を贈呈してこれを行います。

2 感謝状の贈呈は、各連合自治会町内会の総会（定例会）席上をお借りして実施します。

## (表彰基準)

第3条 表彰は、現に地区連合自治会町内会の役員として活動している方で、その在職期間が継続して5年に達した者及び在職期間が継続して5年ごとに達した者を対象とします。ただし、役員を単位自治会町内会長が兼務している場合には対象外とします。

2 単位自治会町内会において、現に役員として活動し、その在職期間が継続して5年に達した者及び在職期間が継続して5年ごとに達した者で、各単位自治会町内会長から特に推薦を受けた者を対象とします。

3 前2項の役員には、行政からの委嘱委員は含めません。

## (在職期間等の算定)

第4条 在職期間の算定は、地区連合自治会町内会（単位自治会町内会）の役員就任時から役員任期満了時までとします。

2 継続5年の算定は、表彰を実施する年度の前年度実績で判断します。

## (推 薦)

第5条 第3条1項の規定に基づく該当者がいる場合には、地区連合自治会町内会長は、様式1により泉区長あてに推薦するものとします。

2 第3条2項の規定に基づく該当者がいる場合には、単位自治会町内会長は、様式2により地区連合自治会町内会長に推薦するものとします。地区連合自治会町内会長は、これを承認する場合には、承認欄に署名し、泉区長あてに推薦するものとします。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が別に定めるものとします。

附 則

- 1 この表彰は平成18年度から実施し、平成18年度においては、平成17年度の役員任期満了時に在職期間が継続して5年以上となった役員を表彰対象とします。
- 2 この要綱は、平成17年12月20日から施行します。

附 則

この要綱は、平成25年10月22日から施行します。



連合自治会町内会役員等の永年在職者表彰推薦書

泉 区 長

(単位自治会町内会名)

( 会 長 名 )

次の者を連合自治会町内会役員等永年在職者表彰の受賞者として推薦します。

ふりがな	
氏 名	
住 所	(電 話) —
職 歴	(役 職 名) 副 会 長 年 ( 年度 ~ 年度)
	年 ( 年度 ~ 年度)
	年 ( 年度 ~ 年度)
	年 ( 年度 ~ 年度)
主な活動内容	

※この推薦書に記載されている個人情報につきましては、永年在職者表彰事務以外には使用しません。

◎ 上記の者を当連合自治会町内会役員等永年在職者表彰の受賞者として承認します。

(連合自治会町内会名)

(会 長 名)